

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社稲垣鉄工
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 稲垣 法信
- (3) 所在地：三重県四日市市広永町 74 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和元年11月13日認定「認1906043529」

令和2年2月17日認定「認1906062439」「認1906062440」「認1906062441」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社奥岡技研
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 奥岡 卓美
- (3) 所在地：三重県鈴鹿市三日市町 1820 番地の 38

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (26 件)

- 平成30年 5月28日認定 「認1806005786」 「認1806005787」
同年12月17日認定 「認1806055569」 「認1806055570」
令和元年 5月28日認定 「認1906007063」
同年 7月 9日認定 「認1906016387」 「認1906016388」 「認1906016389」
「認1906016390」
同年 7月23日認定 「認1906020921」 「認1906020922」
同年 8月23日認定 「認1906027858」 「認1906027859」
同年 9月 5日認定 「認1906027910」
同年10月25日認定 「認1906039510」 「認1906039511」 「認1906039512」
「認1906039513」
同年11月20日認定 「認1906044926」 「認1906044927」
令和 2年 3月 2日認定 「認1906064463」 「認1906064464」
同年 7月20日認定 「認2006015229」 「認2006015230」 「認2006015231」
「認2006015232」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 1 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：クラバットユキジ株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 赤代 行二
- (3) 所在地：岡山県美作市豊国原 195 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（17 件）

平成31年4月5日認定「認1809030779」「認1809030780」「認1809030781」
「認1809030782」「認1809030783」「認1809030784」
「認1809030785」「認1809030786」
令和元年8月19日認定「認1909007854」「認1909007855」「認1909007856」
同年8月30日認定「認1909009483」「認1909009484」「認1909009485」
令和2年10月13日認定「認2009011796」「認2009011797」「認2009011798」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、及び、認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社松研社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松原 正和
- (3) 所在地：滋賀県東近江市小田苅町 834 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（16 件）

平成30年 3 月14日認定 「認1708003756」 「認1708003757」 「認1708004784」
「認1708004785」 「認1708004786」
同年10月29日認定 「認1808024960」
同年11月13日認定 「認1808027905」
平成31年 1 月11日認定 「認1808035311」 「認1808035312」
同年 2 月 1 日認定 「認1808038961」
同年 2 月26日認定 「認1808035313」 「認1808035314」
令和元年10月25日認定 「認1908024685」
令和 2 年 1 月27日認定 「認1908038228」
同年 2 月25日認定 「認1908042850」 「認1908042851」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 1 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったこと、労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められること、及び、外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（同法第 9 条第 6 号）、第 3 号（同法第 10 条第 9 号）、第 5 号及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社須田商事
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 穂西 嘉孝
- (3) 所在地：栃木県河内郡上三川町大字上郷 2185 番地 5

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（18 件）

平成31年 3 月25日認定 「認1804088587」「認1804088588」「認1804088589」
「認1804088590」「認1804088591」「認1804088592」
令和 2 年 1 月28日認定 「認1904079691」「認1904079692」「認1904079693」
「認1904079694」「認1904079695」「認1904079696」
同年 4 月 2 日認定 「認1904093246」「認1904093247」「認1904093248」
「認1904093249」「認1904093250」「認1904093251」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 1 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ダイマツ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松江 大志
- (3) 所在地：鳥取県米子市旗ヶ崎 2026 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (53 件)

平成30年 3 月 9 日認定 「認1709001971」 「認1709001972」 「認1709001973」
「認1709001974」 「認1709001975」
同年 6 月 15 日認定 「認1809004037」 「認1809004038」 「認1809004039」
「認1809004040」 「認1809004041」
同年 6 月 19 日認定 「認1809004031」 「認1809004032」 「認1809004033」
「認1809004034」 「認1809004035」
同年 9 月 7 日認定 「認1809008658」 「認1809008659」 「認1809008660」
「認1809008661」 「認1809008662」 「認1809016119」
「認1809016120」 「認1809016121」 「認1809016122」
「認1809016123」
同年 11 月 16 日認定 「認1809019588」 「認1809019589」 「認1809019590」
「認1809019591」 「認1809019592」
平成31年 1 月 7 日認定 「認1809019583」 「認1809019584」 「認1809019585」
「認1809019586」 「認1809019587」
令和元年 6 月 4 日認定 「認1909000444」 「認1909000445」 「認1909000446」
同年 6 月 11 日認定 「認1909001530」 「認1909001531」 「認1909001532」
「認1909001533」 「認1909001534」
同年 7 月 19 日認定 「認1909002205」 「認1909002206」 「認1909002207」
「認1909002208」 「認1909002209」
同年 11 月 22 日認定 「認1909018353」 「認1909018354」 「認1909018355」
「認1909018356」 「認1909018357」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 1 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社TKB
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 谷口 準
- (3) 所在地：京都府京都市伏見区羽束師鴨川町 236 番地 13

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

平成30年6月19日認定「認1808007689」「認1808007690」

平成31年1月16日認定「認1808025784」「認1808025785」

同年2月1日認定「認1808038862」「認1808038863」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社中津漬物
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 田畑 昭一
- (3) 所在地：大分県中津市大字犬丸 2399 番地の 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（28 件）

平成30年 4 月 26 日認定 「認1712003626」 「認1712003627」 「認1712003628」
「認1712005063」
同年 6 月 22 日認定 「認1812004406」
同年 7 月 3 日認定 「認1812006389」 「認1812006390」 「認1812006391」
「認1812006635」
平成31年 1 月 29 日認定 「認1812018105」
令和元年 7 月 2 日認定 「認1912001468」 「認1912001469」 「認1912001470」
同年 8 月 20 日認定 「認1912007629」 「認1912007630」 「認1912007631」
令和 2 年 7 月 16 日認定 「認2012002926」 「認2012002927」 「認2012002928」
「認2012005461」
令和 3 年 2 月 26 日認定 「認2012015511」 「認2012015512」
同年 8 月 19 日認定 「変認2112000193」 「変認2112000194」 「変認2112000195」
「変認2112000196」 「変認2112000197」 「変認2112000198」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 4 年 1 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社二井産業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 二井 吉枝、代表取締役 二井 巖基
- (3) 所在地：広島県三次市和知町 355 番地の 3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7 件）

- 平成30年11月16日認定「認1809021488」「認1809021489」
令和元年12月16日認定「認1909019038」「認1909019039」
令和2年1月10日認定「認1909021193」「認1909021194」「認1909021195」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 1 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社フクオカ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 福岡 正晃
- (3) 所在地：兵庫県神戸市長田区東尻池町三丁目 4 番 24 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和元年 7 月 2 日認定「認 1908010849」「認 1908010850」「認 1908010851」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 1 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社YUKA MOLDING
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 安田 英弘
- (3) 所在地：大阪府松原市三宅中八丁目2番31号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（20件）

- 平成30年2月16日認定「認1708001610」
同年10月31日認定「認1808027903」「認1808027904」
平成31年3月7日認定「認1808041515」「認1808041516」「認1808041517」
同年3月29日認定「認1808041349」「認1808041350」「認1808041351」
令和元年8月5日認定「認1908014618」
同年9月4日認定「認1908014220」
同年9月26日認定「認1908020812」
同年10月1日認定「認1908020813」「認1908020814」
令和2年2月18日認定「認1908039712」「認1908039713」「認1908039714」
「認1908039715」
同年10月30日認定「認2008012373」「認2008012374」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。